

令和 7 年度 姉妹都市提携周年記念交流事業補助金概要

令和 7 年度に、本市の姉妹都市である福岡県久留米市及び鳥取県鳥取市と、妹都市提携 50 周年及び 20 周年を迎えることを記念し、両市との市民交流を促進するため、久留米市又は鳥取市を訪問し交流事業を実施する本市の市民団体に対し、下記のとおり補助金を交付します。
※詳細は、「郡山市姉妹都市提携周年記念交流事業補助金交付要綱」をご覧ください。

1. 対象となる事業

久留米市又は鳥取市を訪問し、文化、スポーツ、教育、観光、経済等に係る姉妹都市の団体等との親善及び交流を目的とする事業であること。

2. 対象となる団体

- (1) 5 人以上かつ市内に居住する者が全体の 3 分の 2 以上で構成されていること。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則、定款その他の定め（規約等）があること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、又は市内において活動を行っていること。
- (4) 政治活動、宗教活動若しくは営利活動を伴い、又はそれらの活動を行うことを目的としないこと。
- (5) 「郡山市姉妹都市提携周年記念交流事業補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けていないこと。

3. 補助額

補助対象経費の 2 分の 1 以内の額で、1 事業につき 20 万円以内

4. 対象経費

補助対象事業に係る以下の経費

補助対象経費	内容
旅費	交通費（公共交通機関に限る。） 宿泊費（訪問先の姉妹都市に宿泊する場合に限る。）
需用費	消耗品費、印刷物等の印刷費等（食糧費を除く。）
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等のレンタル料、自動車等借上料、高速料等
その他の経費	その他市長が認める経費

5. 申請期間

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 6 月 30 日（月）

6. 対象期間

令和7年8月1日（金）から令和8年3月31日（火）までに事業を実施し、完了する事業が対象となります。

7. 補助金交付までの流れ

手続き	内容
① 申請	令和7年5月1日(木)から6月30日(月)までの間に申請してください。
② 審査	令和7年7月1日(火)から7月31日(木)までの間に審査をします。
③ 補助金交付決定	審査後、補助金交付又は不採択の決定を行います。 ※応募者多数の場合は選考となります。 ※決定通知日より前の活動に要した経費は、補助対象外です。
④ 事業の実施	令和7年8月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの間に、事業を実施してください。
〔 変更申請 変更申請の承認 〕	※当初予算と比べて実際の経費の差が大きくなった場合や予定していた事業が実施できなくなった場合は、そのことが判明した時点で速やかに市に連絡してください。変更申請が必要になることがあります。 ※当初の予算以上に経費がかかってしまった場合、補助金の増額はできません。
⑤ 実績報告	事業完了の日から30日以内又は令和8年3月31日（火）までに実績報告を行ってください。
⑥ 補助金額の確定・ 補助金の交付	補助金額確定後、補助金を交付します。

8. 申請

【申請に必要な書類】

- (1) 補助金等交付申請書（第1号様式 規則第4条関係）
- (2) 事業計画書（任意様式）
- (3) 収支予算書（任意様式）
- (4) 規約等の写し
- (5) 構成員名簿（会員名簿）
- (6) その他参考となる資料（これまでの活動内容がわかる資料や写真、新聞記事等）

9. 実績報告

【実績報告に必要な書類】

- (1) 補助事業等実績報告書（第7号様式 規則第14条関係）

- (2) 活動報告書（任意様式）
- (3) 収支決算書（任意様式）
- (4) 領収書又はその写し
- (5) 補助対象事業に係る活動内容はわかる資料（事業実施時の写真、新聞記事等）

※各団体の活動内容は、姉妹都市周年記念事業の一例として、市公式ウェブサイト等で紹介させていただきます。

【問い合わせ先】 郡山市文化スポーツ観光部観光政策課 TEL：024-924-2621 FAX：024-924-0059 E-mail：kankou@city.koriyama.lg.jp
--